



福岡医発第1100号(地)

平成25年 7月25日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

台湾における野生動物の狂犬病の発生について

標記の件につきまして、厚生労働省より別添のとおり各都道府県感染症対策担当課宛て事務連絡がなされた旨、福岡県保健医療介護部より連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知方よろしくお願いいたします。

お問合せ先

福岡県保健医療介護部保健衛生課

感染症係 中村

TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282

E-mail:nakamura-r2769@pref.fukuoka.lg.jp

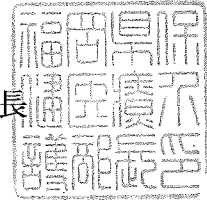
小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

25保衛第1198号
平成25年7月22日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)



台湾における野生動物の狂犬病の発生について

このことについて、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課から事務連絡がありましたのでお知らせします。

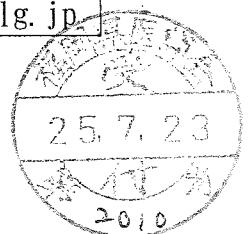
つきましては、貴会会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 中村

TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282

E-mail: nakamura-r2769@pref.fukuoka.lg.jp



各医師会通知



事 務 連 絡
平成 25 年 7 月 17 日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区

感染症対策担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

台湾における野生動物の狂犬病の発生について（第一報）

今般、7 月 16 日付けで台湾行政院農業委員会より野生動物（イタチアナグマ）において狂犬病の発生を確認した旨の公表がありました。

これを受けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「感染症法」という。）に基づく動物の輸入届出制度においては、狂犬病が発生していないとして厚生労働大臣が指定する地域から台湾を削除する予定です。なお、イタチアナグマについては、平成 15 年以降、感染症法に基づき、すべての国からの輸入を禁止しています。また、狂犬病予防法（昭和 25 年法律 247 号）に基づく犬等の検疫の取扱いに関し、別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課より本日付けでプレスリリースがなされましたので情報提供します。

これから、夏休みで海外へ旅行される方が増えることが予想されますが、感染症予防の観点から、動物にむやみに接触することがないよう、引き続き普及啓発に御協力いただきますようお願いいたします。

今後、本件に関し、新しい情報が入りましたら、適時にお知らせします。関係部局、関係団体等に対し、周知いただきますよう併せてよろしくお願いします。

○厚生労働省 夏休み期間中における海外での感染症予防について

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/travel/2013summer.html

○厚生労働省検疫所（FORTH）台湾で狂犬病の野生動物が確認されました

<http://www.forth.go.jp/topics/2013/07171335.html>

台湾における狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱いについて

農林水産省は、本日（平成 25 年 7 月 17 日（水曜日））より、台湾を狂犬病の非清浄地域として取り扱います。

今後、台湾から犬等を輸入する場合は、非清浄地域からの輸入条件を参照し、狂犬病の予防接種や血液検査等を行う必要がありますので御承知おきください。

経緯

昨日（7 月 16 日（火曜日））深夜、台湾行政院農業委員会は、野生のイタチアナグマに由来する検体（脳組織）を検査した結果、狂犬病であることを確定診断した旨を公表しました。

対応

農林水産省は、本日（平成 25 年 7 月 17 日（水曜日））より、台湾を狂犬病の非清浄地域として取り扱います。

今後、台湾から犬等を輸入する場合は、非清浄地域からの輸入条件を参照し、狂犬病の予防接種や血液検査等を行う必要がありますので御承知おきください。

（参考）動物検疫所ホームページ 非清浄地域（指定地域以外）からの輸入条件

- ・ 犬、猫の日本への輸入（指定地域以外）

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-other.html>

- ・ きつね、あらいぐま、スカンクの輸入

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/fox.html>

過去 6 ヶ月以内に台湾から輸入された犬等を飼養されている方は、念のため、入国時から半年間は毎日の健康観察を行うよう御留意願います。

（参考）厚生労働省ホームページ 狂犬病

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/>（外部リンク）

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：珠玖（しく）、眞子（まご）

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>